

千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、千葉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関し、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(会長及び副会長)</u> 第2条 削除</p> <p>(会議の公開) 第2条 審議会の会議は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定により非公開とする場合を除き、傍聴の方法により公開とする。</p> <p>(雑則) 第3条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成29年1月10日から施行する。</p> <p>(施行期日) 1 この要綱は、平成30年9月5日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、千葉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長及び副会長) 第2条 協議会の会長及び副会長については、公益を代表する委員のうちから、選出する。</p> <p>(会議の公開) 第3条 審議会の会議は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定により非公開とする場合を除き、傍聴の方法により公開とする。</p> <p>(雑則) 第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成29年1月10日から施行する。</p>